

◆ 婚活の現状と、今すべきことを学びませんか

「子の婚活」を考える 親へのセミナー

【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646

「なぜ、うちの子は結婚しないの?」「親として何をすべきなの?」など、親の疑問にお答えします。

婚活の現状を知り、結婚をサポートする親として何をすればよいかを学んでいただけます。ぜひご参加ください。

【と き】

10月15日(土)

午後1時30分～3時30分(受付:午後1時～)

【ところ】

ハイトピア伊賀 3階ホール

※駐車場として、桃青の丘幼稚園駐車場を用意しています。ハイトピア伊賀周辺に有料駐車場もあります。

【講師】

銀座アヴニール カウンセラー 岩下 ゆり香さん

【対象者】

結婚を考えている独身男女の親

【定員】

80人 ※先着順

【申込方法】

申込人数・住所・氏名・電話番号(2人以上申し込みの場合は代表者1人)を電話・ファックス・Eメールのいずれかでお申し込みください。

【申込期限】

10月12日(水)

【申込先】

こども未来課 ☒ kodomo@city.iga.lg.jp

◆地域の縁結びさんによる個別相談会

セミナー終了後、結婚を考えている独身男女、またはその親を対象に相談会が開催されます。

詳しくは上野商工会議所または伊賀市商工会までお問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】

上野商工会議所 ☎ 21-0527

伊賀市商工会 ☎ 45-2210

◆ 災害が起こったとき、避難のために支援を必要とする皆さんへ

災害時要援護者台帳への登録

【問い合わせ】 総合危機管理課
☎ 22-9640 FAX 24-0444

市では、災害時に自力で避難することが困難な要配慮者(高齢者や障がい者など)に対して、災害情報の提供や手助けが地域の中ですばやく安全に行われる体制づくりをすすめています。

このため、避難のための支援を希望する人の台帳づくりを行っています。台帳に登録される人は次の手続きが必要です。

◆手上げ方式

本人や家族が登録を希望する方法

⇒希望者にご連絡ください

手上げ方式の対象者には登録申請書を送付しません。登録を希望する場合はお申し出ください。

【手上げ方式の対象者】

- 乳幼児
- 外国人居住者
- 妊婦
- その他支援が必要な人



◆同意方式

要配慮者本人に直接働きかけて登録の同意を得て行う方法

⇒申請書を送付します

同意方式の対象者には、9月中に登録同意確認の登録申請書を送付します。

台帳登録への同意の有無をご記入の上、提出してください。

※平成28年4月1日現在、新たに対象者となった人にものみ送付します。

【同意方式の対象者】

- 65歳以上のひとり暮らしの人
- 要介護認定で要介護3～5の人
- 障害者手帳をお持ちの人
- 65歳以上の人のみの世帯

【申請先】

総合危機管理課



◆ 10月1日から始まる制度です

B型肝炎ワクチンが定期接種になります

【問い合わせ】健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666

【対象者】

平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の人

【接種回数】 3回

【接種間隔】

4週間以上の間隔で2回、さらに1回目から20週を経過した後に1回（標準的には生後2カ月、3カ月、7～8カ月）

※すでに任意接種でB型肝炎ワクチンを接種したことのある人は、接種した回数分を受けたものとみなしますので、残りの回数を接種してください。

【接種費用】 無料

※県外の医療機関で接種を受けた場合は、全額自己負担になります。

【接種方法】

直接医療機関に予約をし、接種当日は母子健康手帳を持参してください。（予診票は市内の実施医療機関にあります。）

※市外の医療機関（県内）で接種を希望する場合は、予診票をお渡ししますのでご連絡ください。

※平成28年3月31日以前に生まれた1歳未満の人は任意予防接種になります。（一部助成あり）詳しくはお問い合わせください。

お知らせ 引揚者への 通貨・証券などの返還

名古屋税関では、終戦後、国外から引き揚げてきた人が税関などに預けた通貨や証券などを返還する業務を行っています。しかし、今なお引き取り手のないものが多数保管されています。

ご家族でも返還請求や問い合わせが可能です。心当たりのある人はお問い合わせください。

◆返還している通貨・証券など

- 上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券など
- 帰国前に在外公館や日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

【問い合わせ】

財務省名古屋税関四日市税関支署総務課

☎ 059-353-6421

財務省名古屋税関監視部監視通関部門

☎ 052-654-4060

受付時間：午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

お知らせ 10月1日は「浄化槽の日」

1985（昭和60）年10月1日に「浄化槽法」が施行され、この日が「浄化槽の日」となりました。

浄化槽は、私たちの家庭のトイレや台所などから出る生活排水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいな水にして放流するものです。

このため、浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、汚れた水の流出につながり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなりかねません。

浄化槽法では、次のことが義務づけられています。

- 保守点検（家庭用では3～4カ月に1回以上）
- 清掃（年に1回以上）
- 法定検査（年に1回）

この「浄化槽の日」を機会に、ご家庭の浄化槽が適正に維持管理されているか、ご確認をお願いします。

【問い合わせ】

下水道課

☎ 24-2136 FAX 24-2138

伊賀の「いいね！」がいっぱい

facebook

伊賀市公式
フェイスブックページ



QRコード ▶

お知らせ 義援金 受け入れ状況

【義援金総額】 ※8月22日現在

- 熊本地震災害 479,797円
- 東日本大震災 64,522,884円
- エクアドル地震 7,633円

※エクアドル地震の義援金受付は、7月29日で終了しました。

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災された方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】本庁舎玄関ロビー、各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673



もっと知りたい！

伊賀のこと

毎月1問、伊賀に関するクイズを掲載します。

問題

忍者は目的によって歩き方を工夫しました。足の小指から徐々に体重を下ろしていく歩き方は「忍び足」。つま先から足を下ろす歩き方は「浮足」。それでは、もっとも音のでない歩き方で、地面についた手の上に足を乗せて歩く歩き方は？

- ① 抜き足
- ② 蛙歩法
- ③ 潜身這法
- ④ 深草兎歩

（答えは6ページ）